

# 令和7年度 保育所等利用のご案内



## 【受付期間】

### ■4月入所の申込み

受付期間：令和6年12月2日（月）から令和7年1月10日（金）まで

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

### ■5月以降の入所の申込み

入所希望月の前月の15日までにお申込みください。

（15日が土・日・祝日の場合は、前開庁日）

## 【受付場所】（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

- ・福祉保健課子育て推進係（子ども家庭支援センター内）
- ・奥多摩町役場 住民課 総合窓口係

## 【申込みの前にご確認ください】

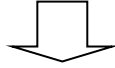
- 保育所等のお申込みをされる際は、希望する保育所等の見学などを行い、充分ご確認ください。たうえでお申込みください。
- ご提出していただいた申込書や就労証明書などに虚偽の記載があった場合は、申請を無効とし入所が決定している場合は入所を取り消します。
- 町外の保育所等に入所を希望される方は、保育所がある区市町村に締切日を確認いただき、締切日の2週間前までに提出してください。
- 4月入所については、令和7年1月10日（金）までにご提出してください。それ以後に提出されたものについては、5月以降の選考の対象となります。
- 幼稚園・認定こども園等で1号認定を希望される場合は、園に直接お申込みください。

# 申込みから入所までの流れ



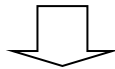
## ① 保育施設見学

希望する保育施設の事前見学をお願いします。（直接、園にお問い合わせください。）



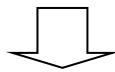
## ② 保育施設の申込み

締切日までに必要書類を用意して、お申込みください。  
入所希望月によって申込締切日が異なります。



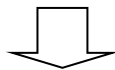
## ③ 書類審査・認定審査等

提出された書類の内容を審査し、保育の必要性の認定を行います。  
町が定める「利用基準表」に基づき保護者の状況を基準点数に置き換え、この基準点数の高い方から入所を決定します。



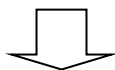
## ④ 認定結果及び入所承諾等

町から「支給認定証」「保育所入所承諾書」「保育料決定通知書」を送付いたします。



## ⑤ 園と面談

保育施設に保護者が直接電話をしていただき、面談の日時を相談してください。



## ⑥ 利用開始

各月1日付で入所となります。  
入所後、お子様の状況に応じて慣らし保育を実施します。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。



## 1. 教育・保育給付認定区分について

保育所等を利用するには、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。保護者の「保育を必要とする理由」に応じて申請内容を基に認定を行います。

| 教育・保育給付認定区分        | 対象となる子ども                              | 利用できる保育所等                                  |
|--------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1号認定<br>(教育標準時間認定) | 教育を希望する満3歳以上の小学校就学前の子ども               | 幼稚園（新制度に移行する園）、認定こども園（幼稚園教育を受ける場合）         |
| 2号認定<br>(保育認定)     | 保護者が就労や病気等により、保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども | 保育所、認定こども園                                 |
| 3号認定<br>(保育認定)     | 保護者が就労や病気等により、保育を必要とする満3歳未満の子ども       | 保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅型保育） |

教育・保育給付認定の有効期間は、1、2号認定の場合小学校就学前まで、3号認定の場合は満3歳の誕生日の前々日までとなります。

## 2. 保育を必要とする理由

・就労している場合

（週5日以上かつ実務1日6時間以上または、週3日以上かつ実務1日4時間以上）

・妊娠・出産の場合（出産予定月とその前後2か月ずつ計5か月間）

・疾病・障害の場合（治療に1月以上で治療が必要でなくなった月の月末まで）

・介護・看護をしている場合（介護・看護の事由が消滅した月の末日まで）

・災害復旧にあたっている場合

・求職活動中の場合（入所した月から3か月間）

・就学している場合（卒業又は修了予定日の属する月の末日まで）

・児童虐待や配偶者暴力のおそれがある場合

・育児休業の場合（育児休業開始日から満1歳に達する日の属する翌年度の4月末日、または満1歳6か月に達する日の属する月の末日のどちらか長い期間）

・その他、保育が必要と特別に認められた場合

## 3. 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保護者の就労状況等に応じて、「標準時間」と「短時間」に区分されます。なお、「標準時間」と「短時間」では、利用できる時間が異なります。

| 区 分  | 保育の必要量（保育利用時間）                        | 保護者の状況                                                            |
|------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 標準時間 | 1日11時間までの利用として、<br>1月当たり平均275時間までとする。 | ・就労・介護・看護・就学<br>（週5日以上1日6時間以上）<br>・妊娠・出産<br>・疾病・障害<br>・児童虐待・配偶者暴力 |
| 短時間  | 1日8時間までの利用として、<br>1月当たり平均200時間までとする。  | ・就労・介護・看護・就学<br>（週3日以上1日4時間以上）<br>・求職活動中<br>・育児休業                 |

## 4. 申込み手続き

「保育を必要とする理由」がある方で、奥多摩町に住民登録がある方、または奥多摩町に転入予定がある方は、生後6か月を迎えた月の翌月1日入所からお申込みができます。

原則として、各月1日からの入所となります。

### <受付場所>

- ・福祉保健課子育て推進係（子ども家庭支援センター内）
  - ・奥多摩町役場 住民課 総合窓口係
- （受付のみとなります。質問などがある場合は、子ども家庭支援センターへご提出ください。）

### <4月入所の申込み>

【受付日時】

令和6年12月2日（月）から令和7年1月10日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）



### <5月以降入所の申込み>

入所希望月の前月の15日までが締切日となります。

15日が土日・祝日の場合は前開庁日が締切日となります。

## 5. 町外の保育施設を利用したい場合

奥多摩町に住民登録があり町外の保育施設を利用したい場合は、利用したい保育施設がある区市町村に、申込み条件・締切日・必要な書類等について確認をしてください。

利用したい保育施設がある区市町村の、締切日2週間前までに奥多摩町へお申込みください。

## 6. 転出予定で町外の保育施設を利用したい場合

転出先の区市町村に、締切日・必要な書類等を確認し、直接転出先の区市町村にお申込みください。

## 7. 奥多摩町に転入予定で、町の保育施設を利用したい場合

奥多摩町に直接お申込みください。

お申込みの際、「賃貸契約書等の写し」及び「転入に関する誓約書」、親族宅等に同居する場合は、「同居予定申立書」も提出してください。

また、町の町営若者住宅に入居が決定している方は、若者定住推進課から発行されている許可書の写しを提出してください。

※入所月の1日に転入の確認ができなかった場合は、入所取消しになりますので前月末までに奥多摩町に転入の手続きを行ってください。

## 8. 医療的ケア等特別な配慮が必要なお子様が保育施設を利用したい場合

医療的ケアが必要なお子様や障害があるお子様など、入所にあたっては医師の診断書や指示書を提出していただくことがありますので、事前にご相談ください。

## 9. 提出書類

① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書

② 保育を必要とする理由を証明する必要書類（父母ともに必要となります）

| 保育を必要とする理由 | 必要書類                                                               |
|------------|--------------------------------------------------------------------|
| 就労         | 就労証明書                                                              |
| 妊娠・出産      | 母子手帳（表紙・出産予定日が確認できるページの写）                                          |
| 疾病・障害      | ① 診断書または身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等（写）<br>② 病気等状況報告書 ※ ①・②両方必要となります。 |
| 介護・看護      | ① 診断書または身体障害者手帳、愛の手帳等（写）<br>② 介護・看護状況報告書 ※ ①・②両方必要となります。           |
| 災害復旧       | ※ あらかじめ保育担当へ御相談ください。                                               |
| 求職活動       | なし（入所後3ヶ月以内に就労証明書を提出することが継続の条件となります。）                              |
| 就学         | 学校法人の学校、専門学校等の在学証明書または学生証（写）など                                     |
| 育児休業       | 就労証明書（育児休業欄に必要事項を記入）                                               |
| 児童虐待・配偶者暴力 | ※ あらかじめ保育担当へ御相談ください。                                               |
| その他        | ※ あらかじめ保育担当へ御相談ください。                                               |

③ 該当する方のみ、必要となる書類です。

- 離婚調停中で別居している場合は、離婚調停等をしていることがわかる書類（調停受付票や呼出状等）
- 申込み児童に障害がある場合は、身体障害者手帳、愛の手帳等の写し、診断書（原本）等
- 奥多摩町に転入予定の方は、賃貸契約書等の写し、転入に関する誓約書の書類  
また、町の町営若者住宅に入居が決定している方は、許可書等の写し

## 10. マイナンバー（個人番号）について

マイナンバー（個人番号）は、保育料等の算定のため申込み児童と同居世帯員すべての方の記載が必要です。

## 11. 入所の決定について

町が定める「利用基準表」に基づき保護者の状況を基準点数に置き換え、この基準点数の高い方から入所を決定します。また、入所要件に該当していても、定員超過などの理由により保育所に入所できない場合もあります。

## 12. 入所承諾となった方へ

### ■ 育児休業取得中で入所した場合

職場復帰することを条件に入所となります。復帰しましたら「認定（変更）申請書【産前産後休暇・育児休業復帰報告書】」を提出することにより、引き続き在園が可能となります。

### ■ 求職活動中で入所した場合

保育所等に入所後3ヶ月以内に就労することが条件となります。入所月含め3か月以内に就労を開始し、就労証明書の提出が必要です。条件を満たせない場合は、退所となります。

## 13. 利用者負担額（保育料）

利用者負担額（以下「保育料」と言います。）は、下記の要件から「利用者負担額（保育料）階層区分表」を基に決定します。月額制となりますので、日割り計算はありません。

① 児童のクラス年齢

② 世帯の住民税（町民税所得割課税額）

令和7年4月～8月の保育料は、令和6年度住民税（町民税所得割課税額）

令和7年9月～令和8年3月の保育料は、令和7年度住民税（町民税所得割課税額）

※未申告の方は、当該年齢の月額利用者負担額最高額とさせていただきます。

幼児教育・保育無償化に伴い、2号認定の3～5歳児クラス及び第二子以降の保育料はかかりません。

## 13. 保育料納入方法

保育料は、原則として口座振替による納付となります。お申込みは、各金融機関の窓口で直接お手続きをしてください。口座振替ができる金融機関は、下記のとおりとなります。

- ・りそな銀行
- ・青梅信用金庫
- ・西東京農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行



# 利用者負担額（保育料）階層区分表

（単位：円）

| 各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 |    |                                                                                              | 利用者負担額（第1子・月額） |           |            |           |
|---------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|------------|-----------|
| 階層区分                      |    | 定義                                                                                           | 3歳以上児          |           | 3歳未満児      |           |
|                           |    |                                                                                              | 保育<br>標準時間     | 保育<br>短時間 | 保育<br>標準時間 | 保育<br>短時間 |
| A階層                       |    | 生活保護世帯等                                                                                      | 0              | 0         | 0          | 0         |
| B階層                       | 1  | A階層を除き、当<br>該年度分（4月か<br>ら8月までにあっ<br>ては前年度分。以<br>下同じ。）の市町<br>村民税（特別区民<br>税を含む。以下同<br>じ。）非課税世帯 | 0              | 0         | 0          | 0         |
|                           | 2  | ひとり親世帯等<br>ひとり親世帯等以外の世帯                                                                      | 0              | 0         | 0          | 0         |
| C階層                       |    | 48,600円未満                                                                                    | 0              | 0         | 10,000     | 9,800     |
| D階層                       | 1  | 48,600円以上60,700円未満                                                                           | 0              | 0         | 12,000     | 11,700    |
|                           | 2  | 60,700円以上72,800円未満                                                                           | 0              | 0         | 14,000     | 13,700    |
|                           | 3  | 72,800円以上84,900円未満                                                                           | 0              | 0         | 16,000     | 15,700    |
|                           | 4  | 84,900円以上97,000円未満                                                                           | 0              | 0         | 18,000     | 17,600    |
|                           | 5  | 97,000円以上115,000円未満                                                                          | 0              | 0         | 20,000     | 19,600    |
|                           | 6  | 115,000円以上133,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 22,000     | 21,600    |
|                           | 7  | 133,000円以上151,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 24,000     | 23,500    |
|                           | 8  | 151,000円以上169,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 26,000     | 25,500    |
|                           | 9  | 169,000円以上202,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 29,000     | 28,500    |
|                           | 10 | 202,000円以上235,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 32,000     | 31,400    |
|                           | 11 | 235,000円以上268,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 35,000     | 34,400    |
|                           | 12 | 268,000円以上301,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 39,000     | 38,300    |
|                           | 13 | 301,000円以上349,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 43,000     | 42,200    |
|                           | 14 | 349,000円以上397,000円未満                                                                         | 0              | 0         | 48,000     | 47,100    |
|                           | 15 | 397,000円以上                                                                                   | 0              | 0         | 58,000     | 57,000    |

## 備考

・配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。（適用するのは、調整控除額のみになります。）

### 【多子世帯の保育料負担軽減について】

・きょうだいで利用する場合、第一子の小学校就学前子どもについてはこの表の額とし、第二子以降は無料となります。

・特定被監護者等の範囲で、最も年齢の高い者から順に第二子以降の小学校就学前子どもは無料となります。

## 14. 副食費について

3歳～5歳児は原則として、給食のおかずやおやつ等の副食費を保育所が保護者へ実費徴収することと定められています。奥多摩町では、住民登録がある方に限り町が保育所に副食費相当額（4,800円/月）を補助しています。

## 15. 次のような場合は手続きが必要です。

- 保育所等を退園する場合
- 転出した場合など、住所が変わった場合
- 家族構成が変わったなど、保護者やお子さまの状況が変わった場合
- 就職した場合、退職した場合、勤務日数や勤務時間に変更になる場合
- 保育を必要とする事由が変わる場合（出産、病気やけがで長期間の療養が必要など）
- 確定申告や修正申告を行った場合など、住民税額が変更になる場合
- 入所決定を辞退する場合や申込みを取り下げる場合

## 16. その他

保育所には児童虐待の防止等に関する法律第6条により児童虐待を発見した場合（虐待を受けたと思われる場合も含む）は児童相談所や子ども家庭支援センターに通告する義務があります。（必要に応じて警察にも通報します。）

～ 問い合わせ ～

奥多摩町福祉保健課子育て推進係（子ども家庭支援センター内）

電 話 0428-85-2611

